

中野区教育委員会会議録

平成29年第34回定例会

平成29年12月22日

中野区教育委員会

平成29年第34回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年12月22日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時58分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

9人

○議事日程

[報告事項]

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 12月15日 平成28・29年度「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会（中野区立新井小学校）

(2) 事務局報告

- ① 陳情書の受理について（子ども教育経営担当）
- ② 今後の学校図書館の機能充実及び地域開放型図書館整備の進め方について（子ども教育経営担当）
- ③ 区立小中学校におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業状況について（学校教育担当）
- ④ 教育管理職の異動について（指導室長）
- ⑤ 「特別の強化 道徳」実施への対応について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

<開会>

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第34回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、議事に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

初めに、教育長、委員活動報告について、事務局から一括して報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

12月15日、平成28・29年度「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会が新井小学校であり、田辺教育長がご出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「陳情書の受理について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

「陳情書の受理について」をご報告をいたします。

陳情書の写しをごらんください。平成29年12月19日付で中野子どもと教育を守る区民の会から、中野区教育行政区民参加条例に基づく、教育委員と区民の定期的な対話を求める陳情を受理いたしました。

なお、陳情者の氏名、及び賛同者328名の署名につきましては、個人情報となりますので割愛させていただきました。

主な理由ですが、現在の地域での教育委員会の区民の意見発表はテーマが限定されており、回数も不十分です。毎月末の教育委員会での傍聴者発言がなくなった今、区民との対話・意見交換は、中野区の教育に資するところが大なるものがあるという内容でございます。

以上でございます。

田辺教育長

ただいま報告いただきました陳情ですが、本日は陳情の受理についてのご報告となります。別途、教育委員会で取り扱いを協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

また、この報告につきまして質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは、別途、協議させていただきます。

本報告については終了させていただきます。

続いて、事務局報告の2番目「今後の学校図書館の機能充実及び地域開放型学校図書館整備の進め方について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは「今後の学校図書館の機能充実及び地域開放型学校図書館整備の進め方について」、ご説明させていただきます。

地域開放型学校図書館の整備につきましては、昨年度、この教育委員会の中でも考え方をご説明させていただきました。今後、12月8日にご説明させていただきましたみなみの小学校・美鳩小学校、また、桃園・向台小学校統合新校の校舎等整備、基本設計案、また、今後その中で整備を進めていくこと、また、改修をしない学校についても学校との調整を進めていくことから、改めて今後の進め方についてご説明させていただきたいということでございます。

一つ目に、学校図書館の機能充実という面で捉えた部分について、説明させていただきます。今後、全小中学校への学校図書館システムの導入、また、区立図書館システムとの統合につきまして、平成31年度、リプレースを行いまして、32年度から運用開始するという進め方を進めたいと考えております。

また、併せまして平成32年度から、全小中学校図書館の運営を委託化いたしまして、学校図書館指導員の業務時間を延長して、平日午前8時から午後5時まで配置することで進

めてまいりたいと考えております。また、地域開放型学校図書館につきましては、毎日午前8時から午後8時まで職員を配置するという進めていきたいと考えております。

そのメリットにつきましては資料に記載しておりますが、システム導入によりまして他校の図書館蔵書の検索、予約、また、区立図書館の蔵書についても予約や受け取りが可能になり、図書資料の有効活用が図れるようになること。また、学校と図書館の一体的な読書活動推進体制の構築が図れること。また、学校図書館指導員の業務時間の拡充により、児童・生徒、また教職員へのきめ細かな対応が可能になること。また、読書記録の電子化によりまして、その応用、また、読書指導の強化などについても期待できることを考えてございます。

続きまして、地域開放型学校図書館の整備についてでございますけれども、今後、中野区の全小学校校舎の改築、また、キッズ・プラザの整備に合わせて整備をしていく考えでございます。その具体的な今後のスケジュールにつきましては、次の表に記載のとおりでございます。校舎改築が予定されている学校におきましては、平成32年度のみなみの小・美鳩小学校の開設を皮切りに順次整備を進めてまいります。また、校舎改築が予定されていない学校につきましては、セキュリティの確保のための工事等をした上で、同じく平成32年度から準備が整う学校から整備を進めてまいりたいと考えております。キッズ・プラザの整備が予定されている学校につきましては、そのスケジュールに合わせた導入を考えてございます。校舎改築が予定されている学校の整備につきましては、資料として別紙をつけさせていただいておりますけれども、そちらに標準配置のイメージをつけさせていただいております。

また、校舎改築が予定されていない学校の整備でございますが、こちらにつきましては、学校運営に支障のない範囲で一般区民に開放することを考えております。具体的には放課後、土日、夏休み等の利用を一般の区民に開放する形で考えてございます。その際には、セキュリティの確保をしっかりと検証すること、また、必要な設備、内装工事をした上で、平成32年度以降、順次運用を開始していきたいと考えてございます。

また、校内コンピュータ室の連携利用ということで、今後新設する地域開放型学校図書館におきましては、学校図書館またコンピュータ室との連携利用につきまして検討し、その活用を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

この報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

業務委託をすることで効率的に、あるいは情報を一括してまとめて活用できるという面は非常にあると思うのですが、この中で図書館指導員も今度業務委託になると、委託先の職員という格好になるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委託先からの職員の配置ということをご想定してございます。

田中委員

もちろん、専門的な方が派遣されるのだと思うのですが、教育の中での学校図書館の位置づけということを考えると、例えば職員会議に出るとか出ないとか、そういうことは委託先からの派遣ということでどんな形になるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委託という形ですので、直接の指揮・命令という形はとれませんが、情報共有、また、必要な進め方の検討については機会をもちまして、円滑な運用ができるように考えてございます。

田中委員

開放型という意味ではそういう方がいて、勤務時間も長くなって大変いいことだと思うのですが、学校図書館という面から見たときに、委託することでさらにプラスアルファが出るように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

田辺教育長

田中委員がおっしゃってくださったように、勤務時間だけでなく、今、学校図書館指導員がすべて司書資格を持っているのではありませんが、この委託によって司書資格のある職員の配置が考えられます。また、学校の教員というか子どもにかかわる職員については、例えばALT、外国語の指導をする者は委託によって採用するということがありますので、経験がないわけではないのでその辺うまく調整しながら、ただ、指揮命令ということはきちんと分けたいと思っています。

ほかにございますか。

伊藤委員

類似の意見なのですが、現在、学校図書館指導員の方はすごく工夫をされて四季折々、あるいは例えば選挙の前にはそういった関係の資料とか、今の季節だったらしきたりとか

新年とか、そういうことでディスプレイをしたり、新しい図書を入れてくださったり、国語の先生との連携で教材が必要なものを整えてくださったり、社会科との連携とかいろいろなことをされていますし、また、図書館だよりみたいな形でダイレクトに子どもたちに発信しているので、そういう意味でも図書館教育の充実が進む方向でぜひ考えていただきたいということが1点と、それからあと、子どもたちも図書館の委員みたいな形で、昔に比べたら貸し出し業務を自分たちでしてみるとか、いろいろな図書館の企画を立てるとか、図書館というのはすごく機能していていいと思いますので、今度はバーコードを読み取りすることも、子どもたちの役割になるのかもしれませんが、委託となったときにそういう子どもたちの参加というところもぜひ考えていただけたらと思います。

それから3点目は、例の9月1日の問題などでもマスコミ等流れましたけれども、やはりいろいろなニーズが図書館にある場合もあって、場合によっては1人になりたいとか、あるいは少し静かに過ごしたいというニーズのあるお子さんが図書館にということもありますので、そういった意味でも先生方との連携は欠かせないので、そう考えると区民に対する図書館ということとは随分と違った側面がございますので、そのあたりの折り合いについても十分ご考慮いただけたらと思っております。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

まず、確認をしたい事項があるのですが、今回は学校図書館と地域開放型図書館という形で書いてありまして、例えば、今度できる美鳩小学校の新校舎の中に学校図書館と地域開放型図書館が二つ存在すると考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

区の捉えとしては、学校図書館と開放型の部分、一体として捉えておりますけれども、学校図書館につきましては教育での活用というところが基本でございますので、授業のある時間中につきましては学校図書館の部分について児童優先の利用を考えております。それ以外につきましては一体的に捉えて一般の方、また、子どもたちも使えるようにというところで、学校図書館としての役割と、一般の図書館の役割がうまく組み合わさって展開できるようにということで考えております。

渡邊委員

つまり、図書館の箱は同じで、学校図書館という場所と地域開放型図書館というのをパー

ションで分けるのか、同じ一つの箱の中にあるのか。

副参事（子ども教育経営担当）

今、ご説明申し上げたように二つの要素がありますので、セキュリティ確保の面もごさいますので可動式の間仕切りを設置することを考えておりました、授業時間中につきましてはその稼働間仕切りを閉じた形でセキュリティも確保して、学校図書館部分が学校教育の中で使えるようにする。それ以外の時間の運用につきましては、統一して一体的に使えるように間仕切りをあけまして、利用ができるようにということで考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。今、大体傍聴の方もいらっしゃって聞いているかとは思いますが、すけれども、この部屋でいえば傍聴のところに本来パーティションがあるわけで、そこから授業中は間仕切りを閉じて、蔵書については一緒に見ると。だから、本をとりに行くときは少なくとも一般の人たちと混在することはあるのか。

副参事（子ども教育経営担当）

日中、放課後の前の時間帯です。そこにつきましては可動間仕切りを閉じた形ですので、原則としては混在する形はない運用を考えております。

渡邊委員

本は一緒ではないですか。2冊ずつ用意しているわけではないですから、だから読む場所は違ったとしても、こっち側にある本をとりに行くときにはどうしても混じると。

副参事（子ども教育経営担当）

直接、一般の利用者の方が日中に開放部分に入ることは想定しておりません。場合によって、学校図書館の部分の本をお読みにになりたい場合には、職員が仲立ちする形で考えます。

一方で、子どもたちが一般エリアの本を利用したい、また、その場所で何か活動されたいという場合は、先生あるいは職員が付き添う形で安全確保した上で利用できるということで運用したいと考えております。

渡邊委員

やはり一つの本をみんなで共用しようという考え方は絶対いいわけで、活用と運用が一番重要かなと。活用しやすいのであれば、区民の人に親しまれる。このごろ、5時ぐらいになると少し暗くなって、早稲田通りを走って中野中学校の前を通るとど真ん中に吹き抜けて図書館が、電気がついて見えているのです。何かカフェのような感じがすばらしいなど。時間が少しあればああいうところで本を読んだりとかと、デジタル化の中にもアナログ的

ないものがあれば、やはり使っていこうと思いますので気をつけていただきたいのと。

それと我々の世界でも結構あるのですけれども、もう1点必ず確認をしてほしいのは、委託業者にしてコンピュータ化して整理をして、委託業者がまた変わるとそのシステムが一切使えないという、いつもやられるパターンで。それでまたシステムをつくり直して、そうするとその業者しか契約できないみたいなことがコンピュータの世界だと常に存在していて、皆さんのほうが詳しいだろうと思うのですけれども、そういったところにも注意を払って、システムについても安全性があるということをこういったところにも少し文章化していただくといいかなと思います。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

教育委員会としてしっかり考えを持ち、運用していくことで、継続的に開放型図書館が区民また児童・生徒の皆さんに愛され、活用されるように心がけて取り組んでいきたいと思えます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

一つ要望と、一つ意見というか、お話をしたいと思えます。

まず、この標準配置のイメージがあるわけですが、こうなると学校図書館と地域の図書館が隣同士ということで、前回、前々回ですか、三つの地区の学校再編に伴う新校舎のそういった検討をしたわけですが、残念ながらみなみの小学校でしたか、こういう形ではなく学校の図書館と地域の図書館が離れてしまっているという設計で。できれば万難を排してでも、こういう一体的なものを設計していただきたいというのが要望です。敷地の関係その他あるのでしょうか。これが要望、一つです。

それからもう一つ、意見ですが、これは渡邊委員の意見と重なるところがあるのですが、この配置図を見て一体的ですねということなのですが、これは前にもお話ししたかもしれませんが、いろいろな地域の新しい学校を見ると、学校図書館とか図書室とかコンピュータ室というのはもうないのです。ないというのはどういうことかと言うと、例えば名前としてはメディアセンターとか、何かというと図書室・図書館もコンピュータールームも何をするかといったら、情報を得に行くというのですか。そこで得た情報で学習する。従来でしたら閲覧室で作業する。コンピュータールームが何で必要ないかと言うと、大体み

んな個人で端末を持って自分の教室でもできるし、どこでもできるという状況なので部屋自体が要らない。ですから、メディアセンターで、この中で一体的な一つの部屋で、図書もあればコンピュータもあるという仕切りになっていると思うのです。

ですから、今までのように学校の先生が学校の図書室というイメージで一つくくってしまおうとか、地域の図書館というイメージでくくってしまうという時代ではないと思うのです。もう 30 年以上も前に臨教審が「開かれた学校」ということを言って、30 年たっても一向に開かれない。では何かと云ったら、イメージから脱却できないということですよ、一足制も同じだと思うのですけれども。要するに、セキュリティの問題は確かにありますが、そのために職員を配置しているわけですから、校外学習をやればいろいろな人と接して学習するわけですよ。そうしたら、別に地域の人がいる中で学習して、全然問題ないわけですよ。

ですから、あまりこういう青とオレンジで分けるようなことではなくて、一つの中で教育もすれば地域の人も。今、渡邊委員が言ったように一つの本を児童・生徒も一般区民も両方が活用できるという、それはある意味では倍、広がっていくわけですから、そういう空間を私たち自身が持たなければいけない。教育行政のこういう形が、今までのとおりにやっていると一つの同じ器を使えば同じ料理しか出てこない。ただ、器を変えればもしかしたら子どもたちにとってもっと夢がある、開かれる、いろいろなおいしい料理ができるかもしれないということを考えたときに、やはり私たちがもっと発想を変えていく必要があるのではないかなと思うのです。ですから、今すぐこうしろああしろではなくて、これは私の単なる意見なのですけれども、学校図書館だとか地域図書館ではなくて地域のメディアセンター、そこで子どもたちも学習する、地域の人たちも来て学習する。そしてそこで、場合によってはふれあいがあってもいいと思うのです。ただ、セキュリティは必要かもしれないし、静かな中でやるというのであれば教室でやればいいだけの話ですから、それぞれいろいろな工夫をして、新しい空間をつくっていくということが私は大事なかなと思っています。

以上です。

田辺教育長

石原副参事、みなみの小学校について、補足説明をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

みなみの小学校につきましては、1 階部分に地域開放型図書館、2 階部分、そのちょう

ど真上に学校図書館とコンピュータ室を設けておりますので、通常は平面上であれば横での移動になるのですが、すぐに階段等で縦で行けるような構造にはしておりますので、1階と2階ではありますけれども、お互いにスムーズに連携できる配置等はしております。

田辺教育長

ほかにご覧ですか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目「区立小中学校におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業の状況について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私から「区立小中学校におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業の状況について」、ご説明申し上げます。

資料をごらんください。資料につきましては、インフルエンザの学級閉鎖または学年閉鎖が起こった週単位で表記しております。初めに学級閉鎖が起こりました12月4日から、昨日、12月21日までの状況でございます。累計で、小学校におきましては8校、9学級で学級閉鎖を行っております。中学校につきましては1校、1学級で学級閉鎖を行っております。また、学年閉鎖につきましては、小学校におきまして2校で、学級数にしまして5学級で学年閉鎖を行っております。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

田辺教育長

この報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

自分の専門ではあるのですが、生徒の健康管理というところから考えてみますと、新聞その他等でも言われていたように予防接種の数が足りないということで、実際に予防接種の受診率が落ちています。12月の末になってくると、冬休み前に必ずこういった形で出てくると。インフルエンザは必ずこういう形で、毎年、過去何十年間見てもただある一定の数があつて、それよりも多かつたらはやったと言っているだけで、ある一定の数より少し少なかつたらはやらなかったと言っているだけで、ある一定の数はどうしてもある。やはり予防接種の効果というのは中にはいろいろと言われる方もいらっしゃるのですが、代表する医学会的には効果があつて、中野区なんかは就学前までの援助も積極的に取り組んでもらっている状況です。その中で、ワクチンがなかったということで接種率が

どうしても落ちてしまっているものですから、これからでも間に合いますので、例えば3月ぐらいまではやっていますし、インフルエンザは1回かかってもAが二つ、Bが二つで運の悪い人は4回かかりますので、1回かかっても3回カバーできればどの角度からとつても予防接種なんかは大切なことですので、ある程度学校なんかでも少し推奨してもいいのではないかと。大流行して学年閉鎖とか学級閉鎖の数がふえると、やはり学校運営上もよろしくないのではないかと考えております。

それと予防接種については、ぜひ受ける方は受けるようにという形も、何らかの形で各学校でもインフォメーションしてもいいのではないかなとは。任意接種なのでなかなか言いにくいところもあるのですけれども、健康の観点で考えればいいかなと。それと、インフルエンザがはやってきた時期はノロウィルスも感染性胃腸炎もはやっていますし、やはりこの時期ですから改めて冬休みの過ごし方、ぽんとプリントを配るだけではなくて、口頭で、また担任の先生方も健康に対する注意、寝不足はしないとかしっかり食事をとるとか手洗いをするとか、そういった健康教育の充実を改めて図っていただきたいなと指導室のほうにはぜひよろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

今、渡邊委員のお話を聞いていて少しお聞きしたいのですけれども、この状況というのとはかなりはやっている状況なのでしょうか。

渡邊委員

数的には多分例年どおりぐらいではないかなと思うのですけれども、もしかしたら少ないのかなという感じはします。

ただ、見ていただくとふえてきていますでしょう。2、3、4と。だから、次の週がずばっと出てしまったら数が多いかなと。ここには学校名が出ていないのですけれども、学校が集中してしまっているとか、つまり持ち込んだところが学校の中で広がってしまうわけですから、そういう意味では学級数が各校で1個ずつではなくて、その学校内でどばっと全部休んでいるとなると学校としては運営が難しくなる。そのあたりは指導室のほうはどうですか。

副参事（学校教育担当）

昨年との比較になりますと、臨時休業した時期も、昨年が一番最初の週は11月半ばから

しました。渡邊委員のおっしゃったとおりに、数につきましても昨年度のほうが多い数になってございます。現在までの比較ですけれども、そういった意味では昨年と比較すれば少ない状況です。

一方で、渡邊委員のおっしゃったように、学校による差というのは、一部の学校ではやっている状況があって、一部の学校の中で違う学級が閉鎖になっているという状況はございますので、そこら辺につきましても細心の注意を払いながら予防に努めていきたいと考えてございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

これは、また渡邊委員に質問のようになってしまうのですが、自分自身、振り返ってみると小学生のときなんかは学校でほぼ全員が2回接種していた記憶があるんですね。いろいろ副作用の問題とか、あと経済的なものとか、いろいろあると思うのですが、数だけ見ると結構。去年より少ないとはいうものの、要するに100人以上の数ですし、比率からいっても結構大きいですし、それから学年閉鎖とか学級閉鎖となると教育課程上も授業実数のことを考えたときに、かなり大きな事態ではないかなと受けとめるわけです。

そうしたときに、毎年このように報告があるわけですけれども、実際にこういうものを制度的にというのはなかなか言い出せないものなのですか、接種に関して。

渡邊委員

教育委員会としてはという考え方とか中野区としてはと、各行政に任されているのですけれども、手洗いだ、うがいだとかというのも予防の一つですけれども、予防接種というのは予防では効率がいいのはある程度認めているところです。

小林委員

ある区では助成しているというところがありますが、委員のお知りになっている範囲で、例えば全部接種しているという事例はあるのですか。

渡邊委員

接種率は必ずしも100%にはならないのです。健診なんかでもそうなのですけれども。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに。

伊藤委員

今、予防接種ということが出たのですけれども、教室の温度とか湿度の管理とか、あと空気の入れかえとか、そういったことでの予防も重要だと思ひまして、保健の先生方、すぐ区内でも情報交換されて保健だよりも含めて学校の先生方に呼びかけてくださっているとすけれども、そういった点も衛生上の健康教育という観点からもますます推し進めていただけたらと思ひます。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

換気とかというのは結構重要で、CO₂濃度というのがあって、1,000ppmを超えないこととなっているのですけれども、実は冬場になると教室内はすぐ超えてしまうのです。少し窓を開けることによってそれが結構ぱつと変わるのです。それを見ると、CO₂がたまったりしていると、眠たくなるとか、勉強ができないとか、仕事の効率が悪くなるとか、そういうこともあります。CO₂メーターみたいなものを学校に1個ぐらい配るとこんな感じに換気すればいいのだというのが簡単にわかるいい目安になります。

伊藤委員

本当に、温度が下がらず適正温度を保ちながら効率よく換気をするとか、そういうことは将来にわたっても子どもたちも大事なことなので、ぜひよろしくお願ひします。

小林委員

今、お話を伺っていて、インフルエンザの予防接種をするしないではなく、やはり健康管理という点では非常に重要だと思ひます。私はかつて赴任した学校では、全教室に加湿器が置いてあるのです。これは区全体でやっているのかということをお調べたら、それは学校独自の工夫で予算をやりくりして全教室に置いていると。ただ、管理も大変なのですけれども、でもそういう状況で工夫している学校もありますし、逆に今すぐというわけではないですが、学校の実態で例えば加湿器が置いてあるのかとか、そういったメーターがどうなのかとか、実態を把握しておくということも必要なかもしれないですね。ただ単に予防接種というよりも、そういう形での区としてのバックアップというのですかね。そういう部分も進めていくことが大事かなと思ひました。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の4番目「教育管理職の異動について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは「教育管理職の異動」につきまして、平成29年12月16日付で発生いたしましたので、ご報告いたします。

学校は白桜小学校です。副校長の異動がございました。着任者は、調布市立多摩川小学校主幹教諭、志賀健人でございます。昇任での着任となります。

前任者の藤原留美子副校長ですが、三鷹市立第一小学校の校長に昇任いたしました。

報告は以上です。

田辺教育長

この報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の5番目「『特別の教科 道徳』実施への対応について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは「『特別の教科 道徳』実施への対応について」、ご報告いたします。

本年度、既に小学校道徳の教科書を採択していただきました。来年度から小学校が、再来年度から中学校が「特別の教科 道徳」として実施されます。区といたしましては、円滑な実施に向けて次の3点を課題として捉え、進めているところでございます。第1点は、指導内容に基づいた指導、第2点は、「考える道徳」「議論する道徳」を踏まえた指導の改善、そして評価についてでございます。

現在の具体的な取組状況ですが、3点ございます。まず第1点は、各校に道徳教育推進教師を1名以上置いておまして、その教師に対して研修会を実施しております。研修会は年3回実施することとしておまして、その研修会で研修した内容については、校内研修で還元しております。また、各校では管理職による授業観察に道徳を積極的に取り入れておまして、管理職みずから道徳の授業を指導しているという状況もございます。それ以外にも、校内研修として道徳について各校で工夫して取り組んでいるところです。

続きまして、(2)、(3)でございます。こちらは研究指定として区内の学校が研究を進め、広く道徳の授業改善について周知・啓発を図るものです。まず、中学校ですが、第八中学校が「考え、議論する学びを通した道徳性の育成」ということで区の学校教育向上事業の

指定とともに、東京都の道徳教育推進拠点校として指定を受けておりまして、研究を進めております。こちらは平成30年1月30日に研究発表する予定です。

小学校では、塔山小学校が東京都道徳教育推進拠点校として「ともに生きる子 人と 社会と 自然と」ということで平成29年12月22日、本日午後に研究発表を行う予定です。

今後も「特別の教科 道徳」の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。報告は以上です。

田辺教育長

この報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。各校の対応は非常に充実した内容で進んでいるのかなと感じましたけれども、一つ、少しこれからはずれのかもしれないのですけれども、以前、小P連の懇談会のときにPTAの方から道徳の授業はどんなことをやるのだとか、どんな評価をするのだということで非常に質問が出たことがあって。ちょうどそのとき小林委員がいらっやって説明されたので納得されていたのですけれども、保護者に対する来年度から道徳の授業が導入されるということでの周知というのですか、理解というのでしょうか、そんなところはどんなふうになっているのか教えていただければと思います。

指導室長

道徳につきましては、道徳授業地区公開講座というのを実施しておりまして、その中で話題に触れたり、各校では学校だより、保護者会などで工夫して道徳や道徳以外の学習指導要領の対応について話題としているところで、現在はそのような形で周知を図っているところです。

田辺教育長

田中委員からお話がありました直後の校長会で、私のほうから小P連の話し合いの中で保護者の方々があまりご存じない方もおられるようなので、各学校で周知徹底をお願いしますということは話しました。必要だと思いますので、これからもPRに努めたいと思います。

田中委員

また、導入後も引き続いて周知をぜひ続けていただければと思います。

渡邊委員

ここは今度は小林委員に聞きたいところなのですけれども、道徳の授業とか教科書に書

いてあることの授業展開というのは、そんなに考えるところにあまり難しくはないのかなと。難しくないと行ってしまったら失礼なのですから、ただ、ここの三つの柱ではないですけども、3番目のところに「様子の継続的な把握」と「適切な評価」と。道徳がちゃんと身についたかというのを適切に評価するというのは、極めて難しい課題なのだろうなと感じているわけです。道徳は結局は人間としていかなものかとか、そういうことを問うわけですから、そのあたりは非常にぜひやっていただきたいところですけども、評価というのはどういう形で取り組んでいくものなのか、今の段階では少し興味があるので少しお伺いしたいのですけれども。

小林委員

やはり渡邊委員のご指摘は、実は今、現場の先生方も大きな課題として受けとめています。道徳が教科化されるということで、評価はどうかと。ただ実は、今までも評価というのはあったのです。この一番の頭に「特別の教科」となっているのです。特別活動というのももう一つあるのですけれども、なぜ道徳を普通の教科に組み入れないで「特別の」という、特別の教科にしたかという、それはほかの教科と幾つか違いがありますよという一つの強いメッセージなのです。教科とは違う中の一つには、評価はするけれども評定はしませんよというのは明確に学習指導要領の中に示されているのです。評定ということは、具体的に中学でいえば5・4・3・2・1、小学校でいうと例えば3・2・1とか、そういう数値化したもので評定をしないと。しかしながら、指導するわけですし、授業も受けるわけですからその子がどう取り組んでいたかという取組状況については、この子は積極的に参加していましたと評価はできますよねと。逆にそういった評価を集めて指導の改善にも結びつけるわけです。要するに、子どもたちがあまりそれについて十分取り組めなかったということは、指導方法に何か課題があるのではないかと。評価というのは必ずしも子どもの評価だけではなくて教師の評価でもあって、それを指導改善に結びつけるという意味合いがあると思うのです。したがって、評価をする場合には評語とか評定ではなくて、文章記述にしていくということがまず大事ですし、それからこれも学習指導要領等で明確にされているのですが、よい面を積極的に評価していきましょうということはどうなっています。それからもう一つは、大きくくりの中で行いましょうという原則があるのです。それはどういうことかという、確かに今、渡邊委員が言われたように、この子は思いやりがどうかとか決まりを守るといのはどうかかな、それはたった1時間の授業をやってこの子は決まりが守れるようになりましたなんていうことは、到底できないわけ

ですよね。そうした場合、例えば1年間を通して見ると、この子は非常に思いやりが増してきたね、それから決まりを守れるようになってきたねと。こういう部分ではある程度大きくくりの中では文章で評価していくことはできるのではないかと。ただ、これも道德の時間が全てではない、いろいろな部分、家庭教育も様々な全教育活動で行う道德教育の中で育てていくわけですので、あくまでも全体的なその子の取組状況であるとか、大きな変化を見ていくということ。しかもプラスの評価をしていく、要するに人と比べるマイナス評価ではないということです。その辺をしっかりと押さえて、現場の中で評価を有効に活用していくということです。評価をしないというのであつては、やりっ放しですので、何が行われているかわからなくなってしまうので、やはり評価については真摯に受けとめてしっかりやっていくことが重要ではないかと思えます。

もう一方では、評価をするために道德をやるわけではありませんので、あまりそこに臆することなく、しっかりと実践していくということが大事かなとは思っています。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

私は道德の授業は難しいと思っていて、考えたり自分の気持ちを表現したりとか多様なことが含まれるので、先生方も新しいことということで当然戸惑いも多く持っていらっしゃると思いますので、悉皆研修とてもいいと思いますし、まだこれからもそういった取組をぜひ続けていただければと思います。

渡邊委員

今、二人の委員の先生から意見をいただいたように、道德授業というのは授業の中だけでやるものではないということを改めて確認ができて、やはり公開授業とかという形でご家庭のというか、保護者の方にも来ていただいて、そういった授業が家庭の中にも広がっていく形に。そういった意味では、公開授業なんかを通じて、授業内容その他等を保護者に知っていただけるような工夫をぜひしていただきたいなと。これは私の意見という形でお願ひします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

一つ、私がぜひ要望しておきたいことがあるのです。実は、現場で今、評価のことは大きな課題視されているということがありましたけれども、もう一つは教科ですから教科書が登場してくるということで採択も小学校で行われたのですが、教科書が出てくると教科書を使わなければいけないという法的な根拠も出てくるのですが、ただ、それは学習指導要領の中にも、また、学習指導要領の解説の中にも明記されているのですが、教科書全て使えということではないと。当然、地域性だとか、児童・生徒の実態によって様々な教材を組み合わせしていく。特に地域性というのはすごく重要であるということなのです。

そうしたことを考えたときに、やはり教科書を補完する形で中野区として使えるような教材の開発、すなわち、教科書を補完するような教材というのは、私はすごく大事ではないかと思うのです。実際、道徳を進める場合に、今まで資料という表現をしていたのですが、いわゆる読み物資料が中心になっていくのですけれども、読み物資料に限定せずに映像の資料でもいいのですけれども、中野区ならではの様々な地域教材というものを。私は本数はいっぱいではなくてもいいと思うのです。あくまでも主たる教材である教科書を補完する形で、そういったものを開発して作成して全教師に配付し、場合によっては子どもたちに配付すると。そのためには予算も必要になってきますので、既に来年度は厳しいのかもしれませんが、ただ来年小学校が完全実施して、再来年に中学校ですから、それに合わせた形で再来年度にはそれがつくれるような形で予算化に向けて、ぜひ事務局としても尽力していただけるようにご検討いただければなとは思っています。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

その他、事務局報告はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

田辺教育長

最後に、事務局から次回の開催について、報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

次回でございますが、年がかわりまして1月19日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第34回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時58分閉会